

配置予定技術者の取扱いについて

- 1 配置予定である監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。ただし、監理技術者資格者証及び講習修了証を統合していない者については、両方を有するものであること。
- 2 配置予定技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、開札日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- 3 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、入札参加希望書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
- 4 入札参加希望書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、次の場合に限り記載することを認めるものとする。
 - (1) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日の前日までの場合
 - (2) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が入札参加希望書提出の日の前日までに終了している場合
 - (3) 従事中の工事の契約工期の終期が開札日以降の場合であっても、完成検査が開札日の前日までに行われることが決定している場合
 - (4) 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場埋立管理業務委託に従事中である者
- 5 入札参加希望書を提出する時において配置予定技術者が他の工事に従事中であるときは、その工事の工期が延伸され、又は完成検査が延期された場合には、その理由のいかんを問わず、直ちに入札参加希望を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。
- 6 入札参加希望書の提出期限の翌日以降は、真にやむをえない場合を除き、配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。
- 7 手持ち工事の工期の延伸等により、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名除外措置を行うことがある。
- 8 落札後、業務の履行に当たって、入札参加希望書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
- 9 開札日において建設業許可における経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者である者（当該事項に関する必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む）の配置は認めない。
- 10 配置予定技術者に関する要件としている「建設業法第15条第2号イに該当する者」とは、1級国家資格者（1級の技術検定合格者、技術士、1級建築士）をいい、同号ロに該当する者（指導監督実務経験者）及び同号ハに該当する者（国土交通大臣特別認定者）を除く。
- 11 配置技術者の兼務等については、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置されていないこととし、受注者が本件業務に係る監理技術者を定めて業務現場に置いたときは、このことについて誓約書の提出を求めるものとする。